



## 徳島県 環境保全型農業直接支払交付金

### 募集期間

2020年6月16日から2021年3月31日まで

### 目的

環境問題に対する国民の関心が高まる中で、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全等に積極的に貢献していくため、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行っています。

平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として環境にやさしい農業に取り組む農業者を支援しています。

### 支援内容

#### ▼事業要件

要綱別紙第1の2の生産局長が別に定める事業要件は、全ての支援対象農業者が次の1から3までに掲げる活動のうちいずれか一つ以上を実施することとする。なお、農業者団体は、原則として共通の活動を選択し実施することとする。

#### 1 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動

- (1) 技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
- (2) 実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査
- (3) 先駆的農業者等による技術指導
- (4) 自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施
- (5) ICTやロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組

#### 2 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動

- (1) 地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催
- (2) 土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定

#### 3 その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動

- (1) 耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施
- (2) 中山間地及び棚田地域（別記7に定める地域をいう。以下同じ。）における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施（農業者団体等の取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域の場合に限る。）
- (3) 農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用
- (4) その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施

### 支援規模

定額

## 対象者の詳細

### ▼対象者

#### 1 農業者の組織する団体

農業者（農業法人を含む。以下同じ。）の組織する団体（以下「農業者団体」という。）は、組織の規約及び代表者を定め、組織で銀行その他の金融機関において預金口座又は貯金口座を開設している、複数の農業者又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた者により構成される任意組織であって、要綱別紙第1の4の農業生産活動（以下「対象活動」という。）に取り組む農業者を2戸以上含むものとする。なお、複数の市町村において、同一の農業者団体が事業を実施する場合、同一都道府県（北海道にあっては同一総合振興局又は同一振興局）内の市町村又は異なる都道府県において隣接する市町村で実施するものとする。

#### 2 農業者

単独で環境保全型農業直接支払交付金（以下「交付金」という。）の支援の対象となる農業者は、次に掲げる者であって、市町村が特に認めるものとする。

（1）対象活動を行う農業集落（農林業センサスに定める農業集落をいう。以下同じ。）の耕地面積に対する当該対象活動の取組面積の割合（複数の農業集落で対象活動を行う場合にあっては、いずれかの農業集落における割合）がおおむね1/2以上となる者又は全国の農業集落の平均耕地面積に対する一の市町村内の対象活動の取組面積の合計の割合がおおむね1/2以上となる者ただし、要綱別紙第1の4に掲げる化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という。）又は有機農業（化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業をいう。以下同じ。）の取組を行う場合であって、取組を行う作物（以下「主作物」という。）が土地利用型作物（稲、麦（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）、大豆、そば、なたね、てん菜、でんぷん原料用ばれいしよ及び飼料作物をいう。）以外の作物であるときは、「おおむね1/2以上」は「2割以上」とする。

（2）要綱別紙第1の2の自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する活動（以下「推進活動」という。）を、環境保全型農業を志向する他の農業者と連携して実施する者ただし、市町村内に連携可能な農業者が不在の場合又は市町村内に対象活動を実施する農業者が複数いるものの現時点では団体を形成することが困難な場合は、市町村と連携して地域で環境保全型農業に取り組む他の農業者の育成に結びつく活動を実施する者とする。

（3）複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く。）。

## 対象地域



## お問い合わせ

徳島県庁

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話番号:088-621-2500（代表）開庁時間:午前8時30分から午後6時15分まで

（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

※一部、開庁時間が異なる組織、施設があります。

### 担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会  
担当：橋本  
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客さまの判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会は責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客さま情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

《お客さま情報(企業情報)お取り扱いについて》

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金